

岩手県野球協会企画事業運営委員会規程

第1条 この規程は、岩手県野球協会規約（以下「規約」という。）第20条の規定により設置する企画事業運営委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4項により、必要事項を定めるものとする。

第2条 この委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約、規程、細則及び内規等に関すること。
- (2) 新規事業及び事業等の改廃に関すること。
- (3) 各種大会開催に伴う補助金交付及び運営に関すること。
- (4) 大会会場及び開催日程の調整に関すること。
- (5) 各種大会の大会要項及び競技実施要領等に関すること。
- (6) 大会開催時における不祥事等に関すること。
- (7) ティーボール連盟との連携及び支援に関すること。
- (8) 岩手県野球協会会長（以下「会長」という。）からの諮問事項に関すること。
- (9) 当会規程第9条において準用する、懲罰規程第8条に関すること。
- (10) その他必要と認められる事項に関すること。

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、理事会で選出された者の内から会長が委嘱する。

3 委員の任期は、協会役員任期に準ずるものとする。

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在の時は、その職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 委員長は、委員会で協議した事項について、会長に報告するものとする。

第8条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年2月28日から施行する。

2 岩手県野球協会企画委員会規程（平成14年3月14日施行）は、廃止する。

3 岩手県野球協会事業運営委員会規程（平成14年3月14日施行）は、廃止する。

（令和4年3月6日 一部改正）

（令和8年3月7日 一部改正）